

第 1 6 回

大阪市路上喫煙対策委員会

資 料

平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日

大阪市環境局

平成19年4月25日諮問「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について（概要）

1 「路上喫煙禁止地区」の指定について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第1項で「市長は、路上喫煙による被害が特に発生する恐れがあると認められる区域を「路上喫煙禁止地区」として指定することができる」と定めており、第3項で、「路上喫煙禁止地区」を指定しようとするときは、あらかじめ「大阪市路上喫煙対策委員会」の意見を聞くものとする。と規定を設けています。

「路上喫煙禁止地区」選定にあたっては、未然防止といった観点から、通行者数や路上喫煙率などのデータを参考とするとともに、全国的に知名度の高い地域であることやPR効果、一般的な抑止効果といった要素も勘案して総合的に判断する必要があると考えています。このような理由から、「路上喫煙禁止地区」の指定について審議をお願いします。

2 喫煙設備のあり方について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第2条第2項において、「道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く」と除外規定を設けており、道路管理者等が許可した灰皿のある場所においては条例の対象外になります。

条例の趣旨・目的は、市民等が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境を確保することで、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、ルールを守って喫煙することを促すことであり、喫煙の自由や嗜好を否定したり、一律に禁止するものではありません。本条例の実行性の確保のためには喫煙される方々のご理解・ご協力にかかっていることから、喫煙場所の確保について、条例の趣旨・目的に沿うような場所、設置費用、維持管理など様々な課題について、審議をお願いします。

3 「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨からも、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本とすべきであり、喫煙する自由や嗜好を強く制限することとなる「路上喫煙禁止地区」の指定は一部の地域に限定すべきであると考えています。

一方で、罰則を伴う「禁止地区」とは別に、路上喫煙により他人に迷惑や被害を与えることなどが想定される場所などで、子どもの安全の観点などを含めた重点的な取り組みが必要であると認識しています。

そのため、地域の市民、事業者及び団体等が主体的に路上喫煙マナーやモラルの向上に取り組む地域を「(仮称)重点啓発推進地区」に指定し、行政と協働した取り組みを実施することにより、一層の普及啓発効果を得たいと考えております。

こうした理由から、「(仮称)重点啓発推進地区」について諮問し、審議をお願いします。

1. 「路上喫煙禁止地区」選定の考え方

- ①「周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域」
- ②「通行者数が比較的多い地域」を指定の要件とすべき
- ③「大阪を代表する地域」で、啓発効果・PR効果の高い地域
- ④「明確性を確保できる地域」市民等による「禁止地区」の識別が容易で、過料徴収時の無用なトラブルを回避できる地域

2. 「御堂筋」「大阪市役所・中央公会堂周辺」の選定の考え方

大阪市が平成18年度に実施した路上喫煙実態調査から、「危険性」（路上喫煙率）及び「通行量」のデータを使用した。

- ・「危険性」について、上位5地点中3地点が「御堂筋」沿いにある。
- ・「通行量」について、上位5地点中2地点も「御堂筋」沿いにある。
- ・「御堂筋」は、大阪を代表するメインストリートで知名度が高くPR効果が期待できる。
- ・比較的規制範囲が明確である。
- ・「御堂筋」に接する「大阪市役所・中央公会堂周辺」も、要件に当てはまるほか、市役所の率先垂範の観点から、「禁止地区」に指定するべきである。

3. 留意点・課題

- ・今後、必要性により新たな地区選定や、路上喫煙の被害が顕著に減少した際には禁止地区の解除の可能性も考えておくべきである。
- ・本条例の実効性の確保は、全市域での路上喫煙のモラルの向上、良好な喫煙マナーの定着にある。御堂筋を指定することによる全市域へのPR、抑止効果が重要であり、別途諮問された「(仮称)重点啓発推進地区」の指定による相乗効果も期待する。
- ・条例の趣旨・目的の周知徹底と条例の規制内容を広く周知することは、この条例の実効性を確保する上で必要不可欠であり、市民、事業者等はもとより、大阪市以外からのビジターに対する周知の徹底が重要な施策課題である。
- ・検討課題として、「路上喫煙対策に係る条例を施行している自治体との連携」「大阪市空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」との整合性を果たせての普及啓発等の実施」の2点をあげておきたい。

大阪市路上喫煙対策委員会

平成19年9月5日中間答申②（「喫煙設備のあり方について」）概要

- 1 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方
 - ① 効果的な啓発機能、PR機能を有することが望まれる。
 - ② 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

- 2 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件
 - ① 迷惑や危険の最小化
人通りの多いところから十分距離をとるなど、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが低い場所を選定する必要がある。
 - ② 場所の広さとわかりやすさ
路上喫煙マナー、モラル向上のための啓発、PR効果をもつ、非喫煙者にも受け入れられる分煙マナーのシンボル、いわば広告塔のような役割を担うことが望ましい。
啓発効果の観点からは、多くの人が認知しやすい場所、わかりやすい場所にあることが望まれる。
 - ③ 法的条件のクリア
道路や交通等にかかる法規制をクリアしなければならない。

- 3 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点
 - ① パネルなどで煙の浮流を最小限にとどめること。
 - ② たばこが燻らないように水を張るなど工夫すること。
 - ③ 喫煙設備周囲の喫煙可能区域を明確にするため路面に表示を行うこと。
 - ④ 啓発パネルなど路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと。
 - ⑤ 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫し景観に留意した設備とすること。
 - ⑥ 維持管理・清掃を適切に行うこと。

- 4 その他
 - ① 「喫煙設備」の設置数について
上記2の条件を満たす候補地は、「禁止地区」においてそう多くないと思われる。啓発・PR施設でもある側面を考え合わせると、3ヵ所以内（ただし、あくまで適地がある限りにおいて）で足りると考える。
 - ② 設置後の評価、周囲への影響への対応
設置後も、喫煙設備が有効に機能しているか評価する必要がある。
将来、迷惑や危険が解消されるに至った時は撤去すべきである。

大阪市路上喫煙対策委員会

平成 19 年 12 月 11 日 最終答申（「(仮称) 重点啓発推進地区」の指定について) 概要

はじめに

路上喫煙の問題は、行政による普及啓発、規制とともに、市民や事業者の自主的な取り組みが必要であり、そうした取り組みを、大人のみならず子どものことも念頭において、総合的に推進すべきものと考えている。

市民や事業者の自主的な取り組みは、誰もが参加できる広がりを持った運動として推進、発展させることが重要であり、路上喫煙マナーの向上を通じて一般的なマナーやモラルの向上、ひいては主体的なまちづくりの活動へとつながっていくことを期待する。

1 「推進地区」について

(1) 根拠規定

- ・ 第 3 条 本市は、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施する
- ・ 第 4 条 市民等は、自ら路上喫煙しないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 「推進地区」と「禁止地区」について

- ・ 「禁止地区」の取り組みは行政による規制が主たる要素であるのに対して、「推進地区」における取り組みの主体は、市民や事業者、あるいはその団体と考えるべきである。
- ・ できる限り規制は最小限に止めながら、市民や事業者の自主的な取り組みにより条例の実効性が確保できればのぞましいと考える。

(3) 地域団体、委員会での意見

- ・ 活動内容等は、行政でしぼりかけるのではなく、地域の特性をいかしたものにす。
- ・ 「推進地区」と「禁止地区」は、独立したコンセプトとして運用されるべき

- ・ 地域の主体性を中心に据えて、行政は、協働の相方、パートナーであるという位置づけが必要。地域が主体であるので、その特性に配慮する

(4) 活動団体の認定についての考え方

- ・ 団体は、地域に密着した団体（単一の団体またはそれらの連合体）であることが原則
- ・ 認定すべき団体が、すでに地域でまちづくりやまちの美化活動、その他マナーやモラルの向上に関する活動等に自主的に取り組んでいる団体であれば、当該団体の実効力に信頼がおけることからより望ましい。

(5) 「推進地区」のエリアについての考え方

- ・ 「推進地区」は、「規制」の要素が少ないので、地域が明確であるならば、所有者の同意を得たうえで、私有地も含む「面」も含めて認定することも有効である。
- ・ また、下記のような考慮要素を斟酌していることが望ましい。
 - ① 路上喫煙率が高い（喫煙による迷惑の度合いが大きい）こと
 - ② 通行者数が多いこと
 - ③ 取り組む地域が明確であること
 - ④ 活動団体が所在または頻繁に利用する地域であること
 - ⑤ 当該地域周辺での抑止効果・PR効果が得られること

(6) 行政の関与について

- ・ 行政は、団体の「自主性」「市民運動」の要素を重視し、取り組みのパートナーとして対応すべきである
- ・ 啓発物品、ポスター、リーフレットの提供、「推進地区」の標示物の作成、また、必要に応じ、啓発活動時などに職員を派遣して協働すること

2 「活動団体」と「推進地区」の認定に関する具体事項

(1) 「活動団体」と「推進地区」認定のプロセス

- ・ まず当初（20年度）は、公募に応じた団体とその活動地域から本制度にふさわしいものを数カ所選定し、これらの地域における取り組みの内容を検証して効果を見極めた上で、全市に拡大していくことが望ましい。

(2) 名称について

- ・ 路上喫煙防止の取り組みを実施する団体が、同じ地域においてその他のマナーアップによる環境改善やまちづくりの取り組みを進めることは大変望ましいことである。一方、路上喫煙対策を前提として行政が支援する地域の名称を選定するにあたっては、次のようなルールで選定することとしてはどうか。

- ① 喫煙マナーの向上につながる表現は必ず使用する（「たばこ」、「路上喫煙」、「迷惑たばこ防止」等）
- ② ①に加えて、喫煙以外のマナーの向上にもつながる表現も取り入れる
（例：「市民マナー向上エリア」）
- ③ 地域名称なども団体の選択で付加できることとする。

→ 例「たばこ市民マナー向上エリア」

「迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア〇〇商店街」

(3) 認定の手続き

- ・ 「推進地区」認定の際には、あらかじめ本答申や実験的取り組みに基づき、応募団体への認定基準を策定し、これに基づき審査すべきである。また、当委員会の意見を聴いた上で、市において決定する方法を提案したい。

3 留意点

- ① 当委員会は「禁止地区」における「行政主導の罰則（過料）」と、「推進地区」における「市民、事業者の自主的な取り組みと行政の協働」を、メイン、サブの関係に位置づけるのではなく、それぞれ重要な取り組みとして推進することにより、両者の相乗効果によって、路上喫煙対策の実効が上げられるものと考えている。
- ② これまでの大阪市のポイ捨て対策にかかる施策は、ポイ捨てされたごみの清掃の面では一定の効果があったが、今後、路上喫煙対策とも関連付け、ポイ捨ての未然防止のためのマナー、モラルの向上のための取り組

を進めていくことが、ポイ捨て対策にとっても有効であると考えます。

「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」に基づく施策の現時点での実効性を検証する時期ではないか。とりわけ、「まち美化パートナー」制度は、地域における市民団体や企業による主体的なまち美化の取り組みを推進する施策であり、本答申の「推進地区」との制度のあり様の関係を整理・検討する必要があると考えます。

平成23年度

「たばこ市民マナー向上エリア制度」

応募団体資料

- 1 北梅田地区まちづくり協議会
- 2 「学生の街 相川」マナー向上委員会。
- 3 大阪市鶴見区商店会連盟
- 4 城北商店街 赤川商店会 赤三商栄会
- 5 今市商店街振興組合
- 6 天王寺たばこ会
- 7 特定非営利活動法人
不要入れ歯回収サービスセンター
- 8 加賀屋商業協同組合
- 9 地下鉄あびこ中央商店街振興組合
- 10 ゆめまちロード OSAKA あべの

No. 1	
団体名	北梅田地区まちづくり協議会
団体住所	北区茶屋町14-15
電話番号	06-6371-2115
代表者	代表幹事 藤原 尚志
申し込み日	平成23年7月27日
活動の名称	ちややまち路上喫煙防止活動
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	梅田/茶屋町エリア
活動区域の住居表示	北区：茶屋町、鶴野町、中崎西2丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	38人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り
構成団体 (順不同)	地域振興町会 社会福祉協議会 女性会 地域住民 地域企業 他

たばこ市民マナー向上エリア ちゃやまち路上喫煙防止活動



活動者名簿

No. 2

団体名	「学生の街 相川」マナー向上委員会。
団体住所	東淀川区相川3-10-62
電話番号	06-6829-2541
代表者	代表 鹿島 啓

申し込み日	平成23年7月25日
活動の名称	「学生の街 相川」マナー向上委員会。
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	東淀川区相川町内会全域
活動区域の住居表示	東淀川区：相川1～3丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	17人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	地域振興町会 商店街 大学・短期大学	高等学校
---------------	--------------------------	------

たばこ市民マナー向上エリア 「学生の街 相川」マナー向上委員会。



活動者名簿

No. 3

団体名	大阪市鶴見区商店会連盟
団体住所	鶴見区横堤 5 - 4 - 1 9
電話番号	06 - 6915 - 9734
代表者	会長 橋本 英一

申し込み日	平成23年7月28日
活動の名称	たばこ市民マナー向上エリア 鶴見区商店会連盟
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	鶴見本通り商店会、横堤本通商店会、放出商店会
活動区域の住居表示	鶴見区：鶴見 1 ~ 3 丁目、横堤 2、3 丁目、 放出東 3 丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	約 1 0 0 人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	
---------------	--

たばこ市民マナー向上エリア 鶴見区商店会連盟



活動者名簿

No. 4

団体名	城北商店街、赤川商店会、赤三商栄会
団体住所	旭区赤川 4 - 1 - 3、赤川 2 - 4 - 6、赤川 3 - 3 - 5
電話番号	06-6928-5387、06-6922-0549、06-6921-5056
代表者	代表 多田 一夫

申し込み日	平成23年7月28日
活動の名称	迷惑たばこをやめよう会
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	城北商店街、赤川商店会、赤三商栄会
活動区域の住居表示	旭区：赤川 2 ~ 4 丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	20人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	
---------------	--

たばこ市民マナー向上エリア

城北商店街・赤川商店会・赤三商栄会



活動者名簿

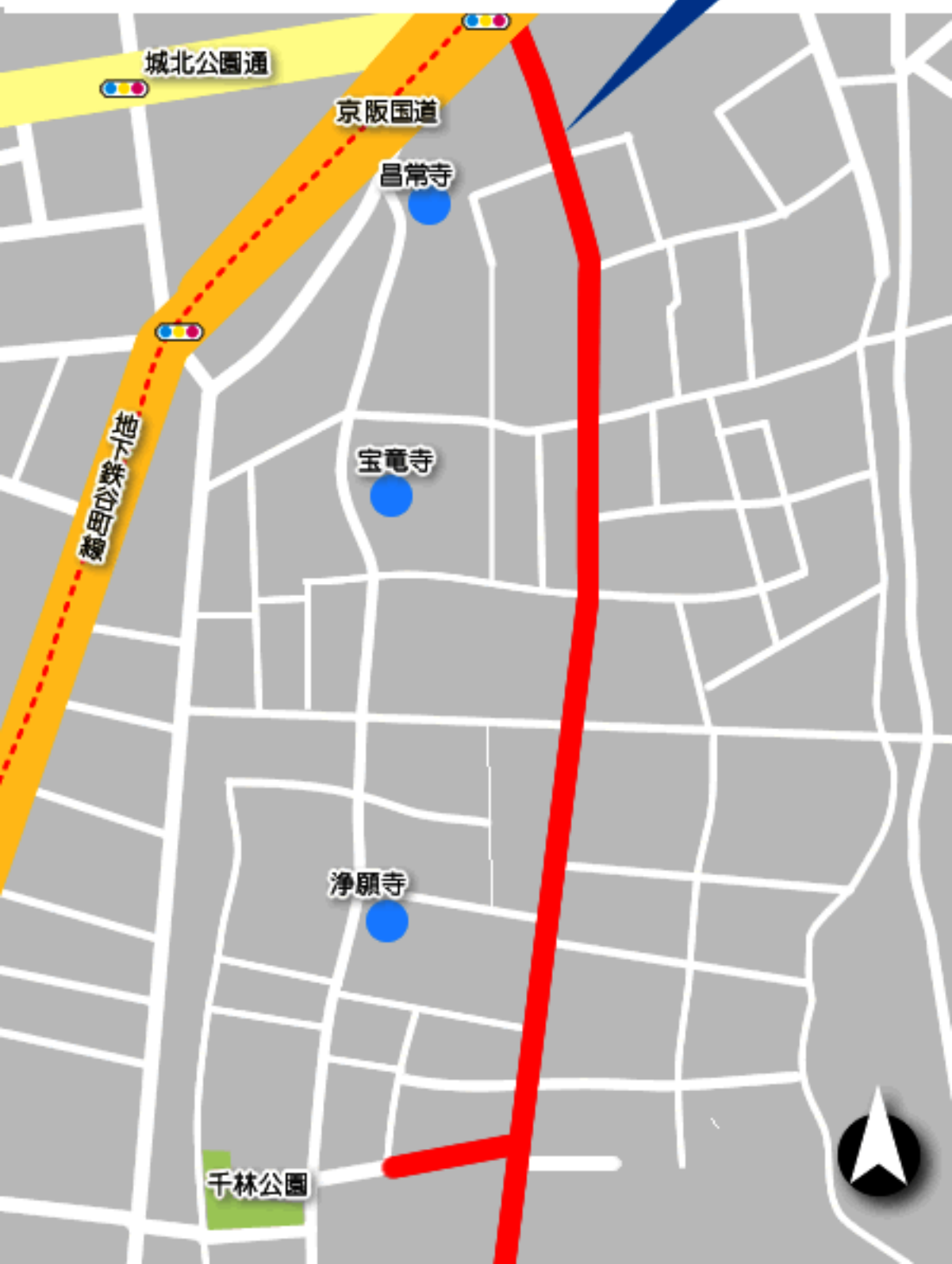
No.5

団体名	今市商店街振興組合
団体住所	旭区今市2-6-6
電話番号	06-6951-3895
代表者	理事長 安田 惠三

申し込み日	平成23年7月29日
活動の名称	今市“たばこマナーキャンペーン”
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	今市商店街
活動区域の住居表示	旭区：今市1、2丁目、千林2丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	約10人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	
---------------	--

たばこ市民マナー向上エリア 今市“たばこマナーキャンペーン”



活動者名簿

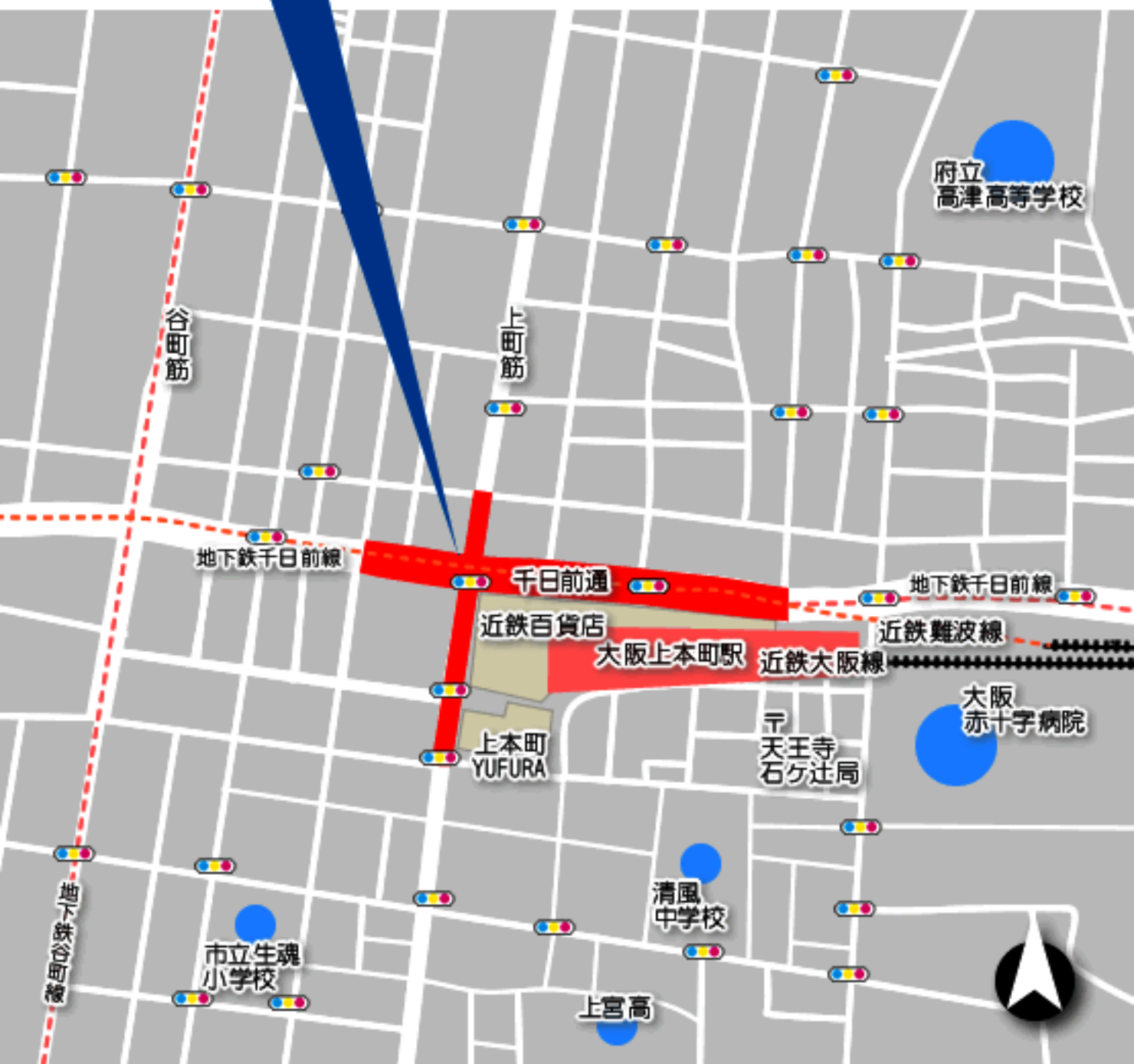
No. 6

団体名	天王寺たばこ会
団体住所	天王寺区上本町5-1-4
電話番号	06-6761-7825
代表者	会長 信野 満徳

申し込み日	平成23年7月5日
活動の名称	たばこ市民マナー向上エリア 天王寺たばこ会
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	近鉄上本町駅前～上六ハイハイタウン前
活動区域の住居表示	天王寺区：上本町6丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	23人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	
---------------	--

たばこ市民マナー向上エリア 天王寺たばこ会



活動者名簿

No. 7	
団体名	特定非営利活動法人 不要入れ歯回収サービスセンター
団体住所	中央区内淡路町1-4-8-102
電話番号	06-4790-7108
代表者	理事長 酒井 悦子
申し込み日	平成23年7月13日
活動の名称	谷町筋たばこマナー推進地区
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	谷町筋エリア
活動区域の住居表示	中央区：内淡路町 外
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	11人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り
構成団体 (順不同)	

たばこ市民マナー向上エリア 谷町筋たばこマナー推進地区



活動者名簿

No.8

団体名	加賀屋商業協同組合
団体住所	住之江区中加賀屋 2 - 6 - 1 5
電話番号	06-6686-4110
代表者	理事長 仲本 良信

申し込み日	平成23年7月28日	
活動の名称	たばこ市民マナー向上エリア 加賀屋商業協同組合	
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	加賀屋商店街 中加賀屋商店街	加賀屋本通商店街 加賀屋一番街商店街
活動区域の住居表示	住之江区：中加賀屋 2、3 丁目	
活動開始予定日	平成23年12月1日	
活動者数	約 1 2 人	
活動区域	別添の通り	
活動計画	別添の通り	
活動者名簿	別添の通り	

構成団体 (順不同)	
---------------	--

たばこ市民マナー向上エリア 加賀屋商業協同組合

市営中加賀屋住宅5号棟

北加賀屋子育て支援センター
市立北加賀屋保育所

中かがや幼稚園

フレッシュ加賀屋

ショッピングプラザ栄

住吉中央市場

ライフ加賀屋店



活動者名簿

No. 9

団体名	地下鉄あびこ中央商店街振興組合
団体住所	住吉区苅田 5 - 1 3 - 1 5
電話番号	06 - 6696 - 5865
代表者	理事長 市田 卓司

申し込み日	平成23年7月28日
活動の名称	たばこ市民マナー向上エリア あびんこ商店街
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	地下鉄あびこ中央商店街
活動区域の住居表示	住吉区：苅田 5、7 丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	約 8 3 人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	
---------------	--

たばこ市民マナー向上エリア あびんこ商店街

あびん筋

地下鉄御堂筋線
あびん駅

プレファシオ
あびんソレアード
グルメシティ

プラザあびん

トキワパーク24
あびん駅前駐車場
阪和
記念病院



活動者名簿

No.10

団体名	ゆめまちロードOSAKAあべの
団体住所	阿倍野区文の里 1 - 1 - 4 0 (阿倍野区役所市民協働課内)
電話番号	06 - 6622 - 9734
代表者	座長 高橋 正吉

申し込み日	平成23年7月27日
活動の名称	たばこ市民マナー向上エリア ゆめまちロードOSAKAあべの
活動区域の名称 (〇〇商店街・〇〇周辺など)	阿部野橋駅周辺
活動区域の住居表示	阿倍野区：阿倍野筋 1、2 丁目、松崎町 1、2 丁目 旭町 1、2 丁目
活動開始予定日	平成23年12月1日
活動者数	約 1 0 0 人
活動区域	別添の通り
活動計画	別添の通り
活動者名簿	別添の通り

構成団体 (順不同)	地域振興町会 商店街 地域企業 他
---------------	-------------------------

たばこ市民マナー向上エリア ゆめまちロードOSAKAあべの



活動者名簿

路上喫煙防止条例にかかる他都市状況

平成23年8月現在

都市名	条例名	禁止地区の設定	箇所数	過料徴収開始日	禁止地区拡大の経過	過料実施前後の喫煙率
1. 札幌市	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例	面	1	平成17年10月1日	—	前:1.3% 後:0.1% (H22.11月調査)
2. さいたま市	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	面	7	平成19年6月1日	H23年6月(3→7箇所)	前:2.4% 後:0.35% (H23.3月調査)
3. 千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	面	4	平成23年7月1日	H17年6月(1→3箇所) H23年3月(3→4箇所)	前:3.51% 後:0.103% (H23.3月調査)
4. 川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	面	6	平成23年10月(予定)	H18年6月(4→5箇所) H22年12月(5→6箇所)	—
5. 横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例等	面	6	平成20年1月21日	H21年3月(3→5箇所) H22年3月(5→6箇所)	—
6. 新潟市	新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例	面	3	平成21年1月19日	H20年10月(2→3箇所)	前:1.3% 後:0.06% (H23.4月調査)
7. 静岡市	静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例	線	5	平成19年4月1日	H19年11月(2→3箇所) H21年4月(3→5箇所)	前:2.26% 後:0.79% (H22.6月調査)
8. 名古屋市	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	面	4	平成18年7月1日	—	前:4.47% 後:0.034% (H22年度毎週木曜日調査平均)
9. 京都市	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例同施行規則	面	3	平成20年6月1日	H22.7月 禁止区域拡大 H23.2月 「京都駅周辺」・「清水・祇園周辺」2箇所拡大	前:0.68% 後:0.09% (H22.12月調査)
10. 堺市	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例	線	1	平成23年4月1日	—	前:1.16% 後:0.16% (H23.7月調査)

路上喫煙防止条例にかかる他都市状況

平成23年8月現在

都市名	条例名	禁止地区の設定	箇所数	過料徴収開始日	禁止地区拡大の経過	過料実施前後の喫煙率
11. 神戸市	神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	面	1	平成20年7月1日	H23.10月「六甲駅周辺地区」追加指定	前:1.03% 後:0.02% (H23.8月調査)
12. 広島市	広島市ばい捨て等の防止に関する条例	面	1	平成16年1月1日	H17市長公館周辺指定	—
13. 北九州市	北九州市公共の場所における喫煙防止に関する条例 他	面	2	平成21年3月25日	H20.7月禁煙地区追加指定 H22.2月「小倉・黒崎」追加	前:0.99% 後:0.033% (H23.4月調査)
14. 大阪市	大阪市路上喫煙の防止に関する条例	線	1	平成19年10月1日	—	前:2.6% 後:0.3% (H23.7月調査)

※以下の4都市については、条例が制定されていない、若しくは、過料徴収を行っていません。

15. 仙台市	なし	—	—	—	—	—
16. 相模原市	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例	面	3	平成23年度を目処に、新たに路上での喫煙を制限する条例を制定する予定	—	—
17. 岡山市	岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例	面	1	条例で過料徴収の規定はあるが、実徴収していない	—	—
18. 福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	面	2	条例で過料徴収の規定はあるが、実徴収していない	H20.7月「天神・大名地区」「博多駅周辺地区」拡大	—